



三重県公報

令和3年1月29日 (金)

号 外

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

規 則

13 三重県食品衛生規則	(食 品 安 全 課)	2
--------------	---------------	---

三重県食品衛生規則をここに公布します。

令和3年1月29日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第十三号

三重県食品衛生規則

三重県食品衛生規則（平成十二年三重県規則第二十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十二号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百一十九号。以下「令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号。以下「施行規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「省令」という。）、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号。以下「規格基準」という。）及び三重県食品衛生法施行条例（令和二年三重県条例第五十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（と畜検査員等）

第二条 法第十条第一項ただし書の当該職員は、獸畜に係るものにあつてはと畜場法（昭和二十八年法律第二百十四号）第十九条第一項のと畜検査員、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）第四十九条の食鳥検査員とする。

（検査申請書の様式）

第三条 施行規則第二十八条第一項に規定する検査の申請は、製品検査申請書（第一号様式）により行うものとする。

（食品衛生監視票の交付）

第四条 法第二十条第一項の規定に基づき、監視指導を受けた者は、食品衛生監視票の交付を申請することができる。

2 前項の申請は、食品衛生監視票交付申請書（第一号様式）により行うものとする。

（管理者の届出）

第五条 施行規則第四十九条に規定する届出は、食品衛生管理者選任（変更）届出書（第二号様式）により行うものとする。

（営業許可の申請）

第六条 施行規則第六十七条に規定する申請は、営業許可申請書・営業届出書（第四号様式）により行うものとする。ただし、令第二十五条第一号の飲食店営業のうち、屋台、露店等の簡易な施設での臨時営業等（以下「露店営業等」という。）については、別に定める。

2 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）から当該営業を譲り受けた者が前項の営業許可申請書・営業届出書を提出するに当たつては、施行規則第六十七条第五号に掲げる事項（第九条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。

3 許可営業者から当該営業を譲り受けた者で、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一項の営業許可申請書・営業届出書に添えて、提出しなければならない。

4 許可営業者が、許可の有効期間満了後も引き続き同一の営業をしようとする場合は、第一項の営業許可申請書・営業届出書を当該許可の有効期間満了日の十日前までに提出するものとする。

（飲用に適する水）

第七条 施行規則第六十七条第五号に規定する飲用に適する水は、次に掲げるものとする。

一 三重県小規模水道条例（昭和四十一年三重県条例第四十号）第一条第二項の水道施設から供給される水

二 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める水

（許可営業者の地位承継の届出）

第八条 施行規則第六十八条第一項に規定する相続、施行規則第六十九条第一項に規定する合併及び施行規則第七十条第一項に規定する分割による許可営業者の地位の承継の届出は、地位承継届出書（第五号様式）により行うものとする。

（変更の届出）

第九条 施行規則第七十一条の規定による変更の届出は、変更届出書（第六号様式）により行うものとする。

（廃業の届出）

第十条 施行規則第七十一条の一の規定による廃業の届出は、廃業届出書（第七号様式）に条例第四条第一項に規定する當業許可証を添えて、當業廃止後速やかに行うものとする。

2 許可當業者が死亡し、又は解散により當業を継続することができない事情が生じた場合にあつては、その相続人又は清算人（合併により解散した場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者）が前項の届出を行うものとする。

（食品衛生責任者の氏名の掲示）

第十一条 許可當業者は、施行規則別表第十七の一の項イの規定により定める食品衛生責任者の氏名を當業施設の見やすい位置に掲示するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の区域には、適用しない。

（適用規定）

第十二条 第六条第一項及び第八条の規定は、法第五十七条の規定による當業の届出をした者について準用する。

この場合において、第六条第一項中「施行規則第六十七条に規定する申請」とあるのは「施行規則第七十条の二に規定する届出」と、第八条中「許可當業者」とあるのは「法第五十七条第一項の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

（食品等事業の届出）

第十三条 法第五十五条に規定する許可及び法第五十七条に規定する届出の対象となる當業（法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）以外の食品等事業のうち、次に掲げる事業を當もうとする者は、業務開始届出書（第八号様式）を当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出るものとする。

- 一 学校、病院その他の施設において継続的に特定かつ少數の者に食品を供与する事業
- 二 福祉を増進することを目的に高齢者等に対して飲食物を調理し、及び喫食させる事業
- 三 器具又は容器包装（令第一条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）又は法第六十八条第一項に規定する乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃの製造をする事業

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたときは、当該施設の所在地を管轄する保健所長に第九条に規定する変更届出書により届け出るものとする。

3 第一項の届出をした者は、当該事業を廃止したときは、事業廃止後速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長に、第十条に規定する廃業届出書により届け出るものとする。

4 知事は、第一項の届出をした者に対し、届出済証を交付することができる。

5 第十一条第一項の規定は、前各項の場合について準用する。

（當業施設基準）

第十四条 条例別表第一第五号トの規則で定める要件は、令第二十五条第四号の魚介類販売業にあつては、次のとおりとする。

- 一 簡易な當業にあつては、一日の當業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- 二 比較的大量の水を要しない當業にあつては、一日の當業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- 三 比較的大量の水を要する當業にあつては、一日の當業において約一百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

2 自動車において食品を取り扱う令第二十五条第四号の魚介類販売業については、条例別表第一第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

3 自動車において食品を取り扱う令第二十五条第四号の魚介類販売業のうち、身下ろし等の調理行為を行わず鮮魚介類（冷凍したもの）をそのままの状態で販売する等、魚介類の処理を行わない當業については、処理室その他魚介類を処理するための設備の設置を要しないものとする。

4 条例別表第一第四号ニ（）及び同表第十六号ヘ（）の規則で定める場合は、生食用かきの原料として、海水百三リリットル当たり大腸菌群最確数が七十を超える海域で採取され、又は七十以下であることが確認されていない海域で採取されたかきを使用する場合とする。

（適用除外）

第十五条 条例第三条の規定により、食品衛生上支障がないと認め、条例の規定を適用しない場合とは、次の各号のとおりとする。

- 一 令第二十五条第一号の飲食店営業のうち、露店営業等については、知事が別に定める基準を適用する。
- 二 令第二十五条第四号の魚介類販売業のうち、魚介類の処理を行わない営業その他これに類する営業については、処理室その他魚介類を処理するための設備の設置を要しないものとする。
- 三 作業工程上不要であることが明確である施設又は設備がある場合は、その設置を要しないものとする。

(営業許可証)

第十六条 条例第四条第一項の営業許可証は、営業許可証(第九号様式)とする。

(営業許可証の交付の適用除外)

第十七条 条例第四条第一項のただし書の規則で定める場合は、露店営業等のうち営業期間が短期間であると知事が認める場合とする。

(営業許可証の書換え交付申請)

第十八条 営業許可証の交付を受けた者は、営業許可証の記載事項に変更があつたときは、知事に書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、営業許可証書換交付申請書(第十号様式)に、変更前の営業許可証を添えて行うものとする。

(営業許可証の再交付申請)

第十九条 営業許可証の交付を受けた者は、営業許可証を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失したときは、知事に営業許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、営業許可証再交付申請書(第十一号様式)により行うものとする。

3 営業許可証を毀損した者が第一項の申請をするときは、前項の営業許可証再交付申請書に当該営業許可証を添えて行うものとする。

(届出済証の交付)

第二十条 条例第四条第一項の規定又は第十二条第四項の規定による届出済証の交付を受けようとする者は、届出済証交付申請書(第十二号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請があつたときは、第十二号様式又は第十四号様式による届出済証を交付するものとする。

(営業許可証の掲示の適用除外)

第二十一条 条例第四条第二項の規則で定める場合は、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、及び販売する場合とする。

(食品等の自主回収の届出)

第二十二条 法第五十八条第一項の規定による届出は、自主回収届(第十五号様式)により行うものとする。

(生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届出)

第二十三条 条例第五条第一項の規定による届出は、第六条第一項の営業許可申請書・営業届出書(許可営業者にあつては、第九条の変更届出書)に、次に掲げる事項を記載することともに、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面を添えて行うものとする。

一 届出者の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

二 営業施設の所在地及び名称、屋号又は商号

三 生食用食肉の加工又は調理を行う施設である旨

四 加工又は調理の区分

五 営業の種類及び許可番号

六 次のいずれかに該当する者の氏名

イ 法第四十八条第六項第一号から第二号までのいずれかに該当する者

ロ 法第四十八条第六項第四号に該当する者(うち令第二十五条第十五号に規定する食肉製品製造業(法第四十八条第七項に規定する製造業が食肉製品製造業である場合に限る。)に従事する者)

ハ 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者

七 規格基準のうち法第十二条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に定める生食用食肉の加熱殺菌の方法

2 知事は、前項の届出の内容が、条例第一条の営業施設基準に適合していることを確認したときは、生食用食肉取扱施設届出済証(第十六号様式)を交付する。

3 前項の生食用食肉取扱施設届出済証の交付を受けた者は、営業施設の見やすい位置に当該生食用食肉取扱施設届出済証を掲示するものとする。

(生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の変更の届出)

第二十四条 前条第一項の届出をした者は、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は同項第四号、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があつたときは、第九条に規定する変更届出書に変更前の生食用食肉取扱施設届出済証を添えて（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は前条第一項第七号に掲げる事項の変更の場合を除く。）、速やかに知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の届出（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は前条第一項第七号に掲げる事項の変更の場合を除く。）があつたときは、当該届出に係る変更後の事項を記載した生食用食肉取扱施設届出済証を交付する。

（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の廃止の届出）

第二十五条 第二十二条の規定により届出をした者が、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設を廃止したときは、遅滞なく、第十条に規定する廃業届出書に、第二十二条第二項の生食用食肉取扱施設届出済証（前条第一項の規定による変更の届出をしている場合は、変更後の生食用食肉取扱施設届出済証）を添えて、知事に届け出るものとする。

（ふぐを処理する営業施設の届出）

第二十六条 条例第六条第一項の規定による届出は、第六条の営業許可申請書・営業届出書（許可業者にあつては第九条の変更届出書）に、次に掲げる事項を記載するとともに、ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面を添えて行うものとする。

一 届出者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

二 営業施設の所在地及び名称、屋号又は商号

三 ふぐの処理を行う施設である旨の申告

四 調理、加工又は販売の区分

五 営業の種類及び許可番号

六 ふぐを処理する者の氏名

七 ふぐを処理する者として認められた資格に係る認定番号等

2 知事は、第一項の届出の内容が、営業施設基準に適合していることを確認したときは、ふぐ取扱施設届出済証（第十七号様式）を交付する。

3 前項のふぐ取扱施設届出済証の交付を受けたものは、営業施設の見やすい位置に当該届出済証を掲示するものとする。

（ふぐの処理を行う営業施設の変更の届出）

第二十七条 前条第一項の届出をした者は、ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は同項第四号、第六号若しくは第七号に定める事項に変更があつたときは、第九条に規定する変更届出書に変更前のふぐ取扱施設届出済証を添えて（ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は前条第一項第七号に定める事項の変更の場合を除く。）、速やかに知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の届出（ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は前条第一項第七号に定める事項の変更の場合を除く。）があつたときは、当該届出に係る変更後の事項を記載したふぐ取扱施設届出済証を交付する。

（ふぐの処理を行う営業施設の廃止の届出）

第二十八条 第二十六条の規定により届出をした者が、ふぐの処理を行う営業施設を廃止したときは、遅滞なく、第十条に規定する廃業届出書に、第二十六条第二項により交付されたふぐ取扱施設届出済証（前条第一項の規定による変更の届出をしている場合は、変更後のふぐ取扱施設届出済証）を添えて、知事に届け出るものとする。

（ふぐ処理者として認める者）

第二十九条 条例第七条第一項第一号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 他の都道府県知事等から、ふぐを処理する者として認められ、資格を与えられた者

二 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める者であつて、知事が別に定める講習を受講したもの

2 条例第七条第一項第二号の規則で定める者は、前項第一号に該当する者のうち、資格を与えた都道府県知事等から、当該資格を取り消され、又は停止されたものとする。

（ふぐ処理者の登録）

第三十条 条例第八条第一項に規定するふぐ処理者免許は、ふぐ処理者名簿に登録することにより与える。

（ふぐ処理者試験）

第三十一条 知事は、条例第八条第一項第一号のふぐ処理者試験を行う場合は、試験期日、試験場所、試験方法

その他試験の実施について必要な事項をあらかじめ公告する。

(受験の手続)

第三十二条 前条に規定するふぐ処理者試験を受験しようとする者は、ふぐ処理者試験受験申込書（第十八号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、知事が認めた場合はこの限りでない。

- 一 ふぐを処理する者として都道府県知事等から認められた者の立合いの下で、ふぐの処理に従事した期間が一年以上あることが分かる書類又は調理師法（昭和三十二年法律第百四十七号）第三条第一項第一号に規定する調理師養成施設において、ふぐの処理に関する課程を修了したことを証明する書類
- 二 写真（受験申込前六月以内に脱帽正面で撮影した上半身であつて、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの）

(合格証書の交付)

第三十三条 知事は、第三十二条に規定するふぐ処理者試験を合格した者に対して、ふぐ処理者試験合格証書（第十九号様式）を交付する。

(ふぐ処理者免許の申請)

第三十四条 条例第八条第一項のふぐ処理者免許を受けようとする者は、ふぐ処理者免許申請書（第二十号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者の有無に関する医師の診断書（発行から三月以内のものに限る。）
- 二 条例第八条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- 2 条例第八条第一項第二号の規則で定める者は、知事が別に定める課程を修了した者であつて、知事が別に定める講習を受講したものとする。

(ふぐ処理者免許証)

第三十五条 条例第八条第一項のふぐ処理者免許証は、ふぐ処理者免許証（第二十一号様式）によるものとする。

(免許証の書換え交付申請)

第三十六条 ふぐ処理者免許を受けた者（以下「ふぐ処理免許者」という）は、氏名に変更があつたときは、知事にふぐ処理者免許証の書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の申請は、ふぐ処理者免許証書換交付申請書（第二十一号様式）に、変更前のふぐ処理者免許証及び当該申請に係る変更を生じたことを証する書類を添えて行うものとする。

(免許証の再交付申請)

第三十七条 ふぐ処理免許者は、ふぐ処理者免許証を、滅失し、若しくは毀損し、又は亡失したときは、知事にふぐ処理者免許証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請は、ふぐ処理者免許証再交付申請書（第二十二号様式）により行うものとする。
- 3 ふぐ処理者免許証を毀損した者が第一項の申請をする場合は、申請書に当該ふぐ処理者免許証を添えて行うものとする。

(免許証の返納)

第三十八条 ふぐ処理免許者は、条例第十条の規定による免許の取消しを受けたときは、又は前条の規定により免許証の再交付を受けた後亡失したふぐ処理者免許証を発見したときは、直ちにふぐ処理者免許証返納届（第二十四号様式）に当該ふぐ処理者免許証を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 前項の届出は、ふぐ処理免許者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者が行うものとする。

(免許の取消し)

第三十九条 条例第十条第四号の規則で定める者は、「フグの衛生確保について」（昭和五十八年環境乳第五十九号厚生省環境衛生局長通知）に掲げる遵守事項を怠つた者とする。

(委任)

第四十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）第一条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第五十二条第一項の許可を受けて営業を行つている者については、旧法第五十二条第三項の有効期間の満了する日までの間は、この規則による

改正前の三重県食品衛生規則（次項において「旧規則」という。）第十六条第一号ロ、第一号ハ、第二号、第四号及び第六号の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際に旧法第五十一条第一項の許可を受けて営業を行つている者が、旧法第五十一条第三項の有効期間の満了する日までに第八条の規定に基づく地位の承継の届出、第九条の規定に基づく申請事項の変更の届出又は第十条の規定に基づく廃業の届出を行う場合については、それぞれ旧規則第八条、第九条又は第十条の規定の例により行うものとする。

第1号様式（第3条関係）

製 品 檢 査 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

食品衛生法施行令第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

製 品 の 名 称	
製造所又は加工所の名称 及び所在地	
製造又は加工の年月日	年 月 日
申 請 数 量	

備考 検査命令書の写しを添付すること。

第2号様式（第4条関係）

食品衛生監視票交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

次の施設について、食品衛生監視票の交付を受けたいので申請します。

許可(届出) 番号		
業種		
営業所住所		
屋号		
営業者氏名		
重要工程管理 のための 取組の適用 (該当するものに○)	A	食品衛生法第51条第1項第2号の規定に基づく食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組を行う施設
	B	食品衛生法第51条第1項第2号の規定に基づく食品衛生上の危害の発生を防止するためにその取り扱う食品の特性に応じた取組を行う施設

交付部数 (1許可(届出) につき上限3部)	
------------------------------	--

証紙貼付

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

整理番号：

宛て

※届出者による記載は不要です。

食品衛生管理者選任（変更）届出書

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。
 （※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目（色付き項目）は記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		
	届出者氏名 ※法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名		
			年 月 日生
施設情報	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング		
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな)	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
選任（変更）年月日	年 月 日		
備考		添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面
		(ふりがな)	電話番号
		担当者 氏名	

第4号様式（第6条関係）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地			
	(ふりがな)		(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号又は商号			
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載		
自動販売機の型番		業態		
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 <input type="checkbox"/>			
	輸出食品取扱施設 <input type="checkbox"/> ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			
営業届出	営業の形態		備考	
	1			
	2			
	3			
担当者	(ふりがな)		電話番号	
	担当者氏名			

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第 55 条第 2 項関係			該当には <input checked="" type="checkbox"/>				
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。							
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。							
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。							
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング						
	(ふりがな)		資格の種類					
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称	年 月 日			
業種に応じた情報	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合					
	①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水（ <input type="checkbox"/> ）							
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		<input type="checkbox"/>		
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	調理	<input type="checkbox"/>	加工	<input type="checkbox"/>	販売
添付書類	(ふりがな)		認定番号等					
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合							
	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の場合は、 第 23 条第 4 号、第 6 号、第 7 号を示す書類		<input type="checkbox"/>	食品衛生責任者選任予定の場合は、誓約書				
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨							
	許可番号及び許可年月日		営業の種類			備考		
	1	年 月 日						
2	年 月 日							
3	年 月 日							
4	年 月 日							
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ <input type="checkbox"/> ）							

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

地位承継届出書

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し		<input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

営業施設情報	郵便番号 :	電話番号 :	FAX 番号 :
	電子メールアドレス :		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	番号	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業施設情報	郵便番号 :	電話番号 :	FAX 番号 :
	電子メールアドレス :		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	番号	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業施設情報	郵便番号 :	電話番号 :	FAX 番号 :
	電子メールアドレス :		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	番号	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）		

第6号様式（第9条、第13条、第24条、第27条関係）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

年 月 日

※赤枠内については変更がある項目のみ記載してください。

整理番号：

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

変更届出書

食品衛生法施行規則（第71条）・三重県食品衛生規則（第13条、第24条、第27条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	講習会名称 年 月 日
自動販売機の型番		業態	
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 <input type="checkbox"/>		
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 <input type="checkbox"/>		
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別		<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング	
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		講習会名称 受講した講習会	年 月 日
	使用水の種類 ①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水（ <input type="checkbox"/> ）		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		<input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/>	
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の場合は、 第23条第4号、第6号、第7号を示す書類		<input type="checkbox"/> 食品衛生責任者選任予定の場合は、誓約書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
添付書類	許可番号及び許可年月日		営業の種類	
	1 年 月 日			
	2 年 月 日			
	3 年 月 日			
	4 年 月 日			
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください（ <input type="checkbox"/> ）			

第7号様式（第10条、第13条、第25条、第28条関係）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

※赤枠内は、必ず記載して下さい。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

廃業届出書

食品衛生法施行規則（第71条の2）・三重県食品衛生規則（第13条、第25条、第28条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな) (生年月日)		
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			
年 月 日生			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。			
資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥			
都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 受講した講習会 講習会名称 年 月 日			
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装			
自動販売機の型番 業態			
HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>							
	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること (1) がなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>							
	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年 (2) を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>							
(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>								
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング								
	(ふりがな) 食品衛生管理者の氏名	資格の種類	講習会名称 年 月 日							
	※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会								
業種に応じた情報	使用水の種類 ①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水（ <input type="checkbox"/> ）	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合								
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>						
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	調理	<input type="checkbox"/>	加工	<input type="checkbox"/>	販売	<input type="checkbox"/>		
添付書類	(ふりがな) ふぐ処理者氏名	認定番号等								
	ふぐ処理者氏名									
	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の場合は、 第23条第4号、第6号、第7号を示す書類	<input type="checkbox"/> 食品衛生責任者選任予定の場合は、誓約書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>								
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類		備考						
	1 年 月 日									
	2 年 月 日									
	3 年 月 日									
	4 年 月 日									
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ <input type="checkbox"/> ）									

第8号様式（第13条関係）

業 務 開 始 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住 所

(ふりがな)

氏名又は名称及び

代表者氏名

生年月日

電 話

E-mail

三重県食品衛生規則第13条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

施 設 の 所 在 地	TEL
ふ り が な	
施 設 の 名 称 等	
業 務 の 種 類 [※] (該当するものに○)	1 一号該当（継続的に特定かつ少数の者に食品を供与する事業） 2 二号該当（福祉の増進を目的に高齢者等に飲食物を喫食等させる事業） 3 三号該当（器具又は容器包装、おもちゃの製造）
※が1、2の場合 1回あたりの提供食数	
※が3の場合 取り扱う製品の種類	

第9号様式（第16条関係）

許可番号

營 業 許 可 証

業 種

營業所

屋 号

氏 名

食 品 衛 生 法 第 55 条 の 規 定 に よ り 次 の
条 件 を つ け て 許 可 し た こ と を 証 す る。

年 月 日

三重県 保健所長

有効期間 年 月 日 から

年 月 日 ま で

条件

◎注意 この許可証は店頭の見やすいところへ掲示すること。

營業を廃止したときは必ず返納すること。

第10号様式（第18条関係）

営業許可証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

次のとおり変更したので営業許可証の書換交付を申請します。

変更 内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	屋 号		
	氏 名		
	そ の 他 ()		
変更を生じた 年 月 日		年 月 日	

該当する許可の情報

許 可 番 号	
業 种	
営 業 所 住 所	

備考 申請の際は、従前に交付した営業許可証を添付すること。

証紙貼付

第11号様式（第19条関係）

営業許可証再交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

次の施設について、営業許可証の再交付を受けたいので申請します。

許 可 番 号	
業 种	
営 業 所 住 所	
屋 号	
氏 名	

備考 1 営業許可証を毀損した場合は、その許可証を添付すること。

2 再交付を受けた後失った許可証を発見したときは、発見した許可証を提出すること。

申 請 理 由	
---------	--

証紙貼付

第12号様式（第20条関係）

届 出 濟 証 交 付 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

次の施設について、届出済証の交付を受けたいので申請します。

届 出 番 号			
業 种			
営 業 所 住 所			
屋 号			
氏 名			
届 出 日	年	月	日

証紙貼付

第13号様式（第20条関係）

届出番号

届出済証

業種

営業所

屋号

氏名

食品衛生法第57条の規定による届出を
受理したことを証する。

年 月 日

三重県 保健所長

届出日 年 月 日

第14号様式（第20条関係）

届出番号

届出済証

業種

営業所

屋号（名称）

氏名

三重県食品衛生規則第13条の規定による届出を受理したことを証する。

年 月 日

三重県 保健所長

届出日 年 月 日

第15号様式（第22条関係）

年 月 日

整理番号：
届出者による記載は不要です。

宛て

自 主 回 収 届 (着手/変更/終了)

※変更、終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。なお、色付け箇所は変更等がない場合も記載してください。色付け箇所を変更する場合は、変更箇所がわかるように丸印をつけてください。

赤枠内については営業者（届出者）が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合は記載してください。

食品衛生法第58条第1項の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出者情報	郵便番号 :	電話番号 :	FAX番号 :
	電子メールアドレス :		
	届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
回収担当部門	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
	郵便番号 :	電話番号 :	FAX番号 :
	電子メールアドレス :		
	回収担当部門所在地		
回収委託先情報	回収担当部門・担当者氏名 (ふりがな)		
	郵便番号 :	電話番号 :	FAX番号 :
	電子メールアドレス :		
	委託事業者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
製造所又は加工所情報(注)	(ふりがな)		
	委託事業者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
	郵便番号 :	電話番号 :	FAX番号 :
	電子メールアドレス :		
回収する食品等の情報等	製造所又は加工所の所在地		
	(ふりがな)		
	製造所又は加工所の名称（屋号、商号は追記してください）※法人にあっては、その名称		
	食品等の一般名称 :	商品名 :	
食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等）			
※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。			
回収の理由	内容		
<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ			

(注) 一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報 (注) 輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報

回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等）※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
回収する食品等の情報等	回収に着手した年月日	年 月 日
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）	
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等）※届出時点	
	健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）	
	健康への危険の程度※都道府県等において記載	内容※都道府県等において記載
	画像（商品の全体がわかる画像、表示（食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等）※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。	
	備考	
	担当者	(ふりがな) 担当者氏名

第 16 号様式（第 23 条関係）

第 号

生食用食肉取扱施設届出済証

1 届出者の氏名（法人にあっては名称）

2 営業施設の所在地及び名称

3 生食用食肉取扱者氏名

4 業種

5 加工又は調理の区分

6 届出年月日

7 施設確認年月日

年 月 日

保健所長

留意事項

- ・ 消費者に、食肉の生食は食中毒の危険があること、子どもや高齢者は食肉の生食は避けるよう、注意を呼びかけてください。
- ・ 生食用食肉の取扱いを中止した場合又は規格基準に適合しなくなった場合には本証を添えて廃業届出書を提出してください。
- ・ 本証を施設の見やすい位置に掲示してください。
- ・ 生食用食肉とは、牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売又は提供するものをいいます。

第17号様式（第26条関係）

第 号

ふぐ取扱施設届出済証

1 届出者の氏名（法人にあっては名称）

2 営業施設の所在地及び名称

3 ふぐ処理者氏名

4 調理、加工又は販売の区分

5 業種

6 届出年月日

7 施設確認年月日

年 月 日

保健所長

留意事項

- ・ ふぐの取扱いを中止した場合には本証を添えて廃業届出書を提出してください。
- ・ 本証を施設の見やすい位置に掲示してください。

第18号様式（第32条関係）

ふぐ処理者試験受験申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

三重県食品衛生法施行条例第8条第1項第1号の規定によるふぐ処理者試験を受けたいので必要書類を添えて申し込みます。

現 住 所	〒 (電話 - - -)		
ふ り が な			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
受 験 資 格 (該当する ものに○)	1	ふぐ処理者の立会いの下で、ふぐの処理に従事した期間 が通算して2年以上	
	2	調理師法第3条第1項第1号に規定する調理師養成施設 においてふぐの処理に関する課程を修了	

添付書類 1 受験資格が1の場合は、ふぐを処理する者として都道府県知事等から認められた者の立会いの下で、ふぐの処理に従事した期間が二年以上あることが分かる書類
 2 受験資格が2の場合は、調理師養成施設においてふぐの処理に関する課程を修了したこと証明する書類
 3 写真（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）

証紙貼付

受付

No. _____

第19号様式（第33条関係）

第 号

合 格 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日

年 月 日施行の三重県食品衛生法施行条例第8条第1項第1号の規定によるふぐ処理者試験に合格したことを証します。

年 月 日

三重県知事

印

第20号様式（第34条関係）

ふぐ処理者免許申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 — — —)
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

ふぐ処理者免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 要 件	1 ふぐ処理者 試験合格者	合格年月日	年 月 日
		合格番号	
2 条例第8条 第1項第2号 に規定する者	認定年月日	年 月 日	
	認定番号		
免 許 の 取 消 し の 有 無	有 • 無	(有のときは、その理由及び年月日)	

添付書類 1 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
(発行から3ヶ月以内のもの)

2 条例第8条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

証紙貼付

第21号様式（第35条関係）

登録年月日

年 月 日

第

号

ふべ処理者免許証

様

年 月 日 生

三重県食品衛生法施行条例

（令和二年三重県条例第五十三号）

によりふべ処理者の免許を与える

よつてこの証を交付する

年 月 日

三重県知事

第22号様式（第36条関係）

ふぐ処理者免許証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 ー ー)
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり変更したので関係書類を添えて免許証の書換交付を申請します。

	変 更 前	変 更 後
ふりがな		
氏 名		
変更を生じた 年 月 日	年 月 日	
登録番号	第 号	
登録年月日	年 月 日	

備考 1 変更事項が確認できる戸籍抄本等を添付すること。
 2 申請の際は、従前に交付したふぐ処理者免許証を添付すること。

証紙貼付

第23号様式（第37条関係）

ふぐ処理者免許証再交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 — — —)
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり免許証の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

申請理由	
------	--

備考 免許証を毀損した場合は、その免許証を添付すること。

証紙貼付

第24号様式（第38条関係）

ふ ぐ 处 理 者 免 許 証 返 納 届

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 一 一)
氏 名	

次により免許証を返納します。

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

返 納 理 由 の 生 じ た 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	

備考 ふぐ処理者免許証を添付すること。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
